

令和 8 年度 警視庁警察官任期付職員採用選考案内

■ サイバー犯罪捜査官の任期付職員採用を行います。

- ・ 高度化・複雑化が進むサイバー犯罪に対処するため、民間企業や官公庁等における最先端のサイバー関連分野の実務経験や専門性を生かし、サイバー犯罪捜査官として活躍していただける人材を求めています。

■ 本選考の特徴

- ・ 最終合格者は、係長職警部補として採用されます。
- ・ 係長職警部補選考に合格した人の中から、一定の基準を満たす人を対象に警部として採用するための選考を実施する場合があります。

1 選考日程

申込方法	インターネット申込み	
申込受付期間	令和 8 年 8 月 3 日 (月) 午前 9 時 00 分 から 令和 8 年 8 月 12 日 (水) 午後 5 時 00 分 まで (受信有効)	
第 1 次選考	書類審査により実施	
第 1 次選考結果	令和 8 年 9 月 下旬 受験者全員に警視庁採用エントリーサイトのマイページで通知	
第 2 次選考日	令和 8 年 10 月 12 日 (月・祝)	選考会場：警視庁警察学校
最終合格発表	令和 8 年 12 月 中旬 受験者全員に警視庁採用エントリーサイトのマイページで通知	

○ 選考日程等は、情勢により変更する場合があります。最新情報は警視庁採用サイトを確認してください。

2 選考の種別・職務内容

種別	サイバー犯罪捜査官
階級	係長職警部補（4 級職）又は警部（4 級職）
採用予定人員	若干名
主な職務内容	サイバー犯罪の捜査 各種電磁的記録媒体の解析 関係者の取調べ 等
必要とされる 専門知識等の例	システム開発能力 ネットワーク構築能力 インターネット・セキュリティに関する専門的知識 データベースに関する知識

3 受験資格

(1) 次のア～エの要件を全て満たす人が受験できます。

ア 学歴区分（※1）に応じた民間企業・官公庁等のサイバーセキュリティ対策部門、システム関連部門等における職務経験年数（※2）が、別表の「必要な職務経験年数」以上ある人

※1 原則として最終学歴に応じた職務経験年数を適用しますが、最終学歴以外の学歴による方が職務経験年数について有利になる場合には、その学歴を適用することができます。

※2 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業した期間が該当します。これらに該当する経験が複数ある場合（同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限る。）は、通算することができます。

（注） 同一期間内に学歴（適用する学歴区分の学歴及び当該学歴区分への入学のために必要な下位の学歴）と職務経験が重複する場合は、学歴か職務経験のいずれか一方の経験に限り、受験資格として認めます。

また、専門職大学等を学歴区分とするにあたり、職務経験の一定期間を修業年限に通算して卒業又は修了した場合は、修業年限に通算した期間は職務経験年数から除外します。

例 ① 夜間大学院に通いながら働いていた人が、最終学歴区分「大学院修了」で申し込む場合は、大学院と重複した職務経験を「必要な職務経験年数」に通算することはできません。

② 高等学校に通いながら働いた後に大学を卒業した人が最終学歴区分「大学卒業」で申し込む場合は、高等学校と重複した職務経験を「必要な職務経験年数」に通算することはできません。

《職務経験期間の通算方法》

- ・ 通算の対象となるのは、**一つの職務経験につき、6か月以上継続しているものです。**
- ・ 申込日現在、在職中の人は、令和9年3月末日時点の見込みの期間を入力してください。
- ・ 一つの職務経験につき、暦月は1か月として算定し、暦月に満たない期間は日数を合算した上で30日を1か月として換算し、30日に満たない日数については切り捨てます。

（例） A社での雇用期間が令和7年3月13日から同年9月26日の場合

4月から8月までを5か月として計算し、暦月に満たない日数である45日（3月13日から3月31日までの19日間と、9月1日から9月26日までの26日間を合算）を1か月と換算し（15日分を切捨て）、通算6か月と算定します。

イ チームリーダーとしておおむね3人以上を統括した経験があること。

ウ 情報処理に関する高度な知識及び技能を認定する国家試験等に合格し、又はこれに相当する資格（※3）を有していること。

※3 ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士、技術士（情報工学部門）、CISSPなどをいう。

エ 申込日現在、東京都職員（※4）（教育公務員（※5）、任期付職員（※6）、特別職非常勤職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）でない人

※4 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号）第10条に規定する団体への退職派遣者は東京都職員とみなす。

※5 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※6 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律に規定する任期付研究員をいう。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない人
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 東京都職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 申込手続

申込みは、インターネットのみとなります。郵送や持参による申込受付は行いません。

パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末による申込みができます。

入力された個人情報、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

受付期間	8月3日(月) 午前9時00分から 8月12日(水) 午後5時00分まで(受信有効)
受験申込み	 「警視庁採用エントリーサイト」 https://job.axol.jp/bx/s/mpd_27/entry/

【 受験申込みの流れ 】

① 「警視庁採用エントリーサイト」の利用登録

上記二次元コードまたは警視庁採用サイト内「採用試験（選考）申込み」から「警視庁採用エントリーサイト」にアクセスし、登録フォームからマイページ利用登録（※）をしてください。

※ 登録時の「ID番号」、「パスワード」は必ず控えておいてください。

② 受験する試験（選考）の種別や区分を選択し、申込み

- ・ 申込手続中に表示される説明内容をよく確認し、申込手続を進めてください。
- ・ 申込みには顔写真（直近6か月以内に撮影したもの）のアップロードが必要です。
- ・ 志望理由等の入力があります。
- ・ 受付期間中に正常に受信したものを有効とします。時間に余裕を持って、お申し込みください。

③ 申込完了の確認

申込完了後、登録されたメールアドレス宛に申込みを受け付けた旨の電子メールを配信します。また、警視庁採用エントリーサイトのマイページ内レターボックスからも申込完了の確認ができます。

○ 不明な点は警視庁採用センターへ連絡してください（平日 午前9時00分から午後5時00分までの間）。

5 選考の方法

(1) 第1次選考

選 考 科 目	内 容
書 類 選 考	申込時に入力された内容について審査します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、次のとおり行います。

選 考 科 目	内 容
口 頭 試 問	職務に必要な専門知識についての面接を行います。
口 述 試 問	人物及び職務に関する知識についての面接を行います。

(3) 警部選考

第2次選考合格者のうち、一定の基準を満たす人に対して、次のとおり行います。

選 考 科 目	内 容
口 述 試 問	人物及び職務に関する知識についての面接を行います。

6 経歴・資格等の基準及び証明書類の提出

- 経歴・資格等の基準は申込日現在とします。
- 第1次選考通過者は、第2次選考当日に、受験資格に該当する資格等を証明する書類を持参してください。
- 最終合格者は、学校卒業（在籍）証明書、在職（勤務）証明書、給与明細書、源泉徴収票等の書類を提出していただきます。詳細は第2次選考当日にご案内します。

7 合格者の決定及び通知

(1) 選考結果の通知（合格発表）

	通知時期	通知（発表）方法
第1次選考結果通知	令和8年9月下旬	合否にかかわらず、受験者全員に警視庁採用エントリーサイトのマイページで通知します。
最終選考結果通知	令和8年12月中旬	合否にかかわらず、受験者全員に警視庁採用エントリーサイトのマイページで通知します。

○ 第1次選考合格者及び最終合格者の受験番号は、警視庁採用サイトにも掲載します。なお、警視庁採用センターからの通知が正式な合格発表となります。

(2) 選考成績の通知

この採用選考の成績は、全ての科目を受験した本人に通知します。

対 象	通 知 内 容	通 知 方 法
第1次選考不合格者	第1次選考の受験者数、合格者数及び選考結果のランク表示	選考結果通知に併記してお知らせします。
第2次選考不合格者	第2次選考の受験者数、合格者数及び選考結果のランク表示	

8 採用予定日

令和9年4月1日（木）

9 任用期間

令和9年4月1日（木）から令和11年3月31日（土）までの間

※ 採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

10 服務

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。そのため、例えば、従前に雇用関係があった企業等に対して、便宜供与を図ることや職務上知り得た情報を漏洩することなどは、規定等に基づき懲戒処分の対象となります。

11 民間企業の従業員の身分を併有する任期付職員としての採用

現在お勤めの企業の籍を保有したまま警視庁の職員として採用されることができる制度があります。

本制度を利用する際には、現在の勤務先への応募可否の確認や、内定後には勤務先と警視庁との間での協定書の締結などが必要となるほか、任期中は現在の勤務先と警視庁が契約関係等になる場合に一定の制限があります。

12 給与及び待遇

(1) 給与

ア 初任給は職務経験等に応じて決定されます。職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。

【参考例】

4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、勤務した場合

階級	職務経験	初任給
係長職警部補（4級職）	8年	393,000円
警部（4級職）	10年	約 409,900円

※ この初任給は、令和8年4月1日現在の給料月額に、地域手当（20％）を加えたものです。

イ そのほか、在職期間及び勤務成績に応じて期末・勤勉手当（年間おおむね4.90か月分、令和8年4月1日現在）が支給されます。また、支給要件に基づいて扶養手当、住居手当、通勤手当、勤務に応じた特殊勤務手当等が支給されます。

ウ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

(2) 週休日・休日・休暇等

週休日（4週間ごとの期間につき8日）、祝日休、年末年始休、年次有給休暇（20日）、特別休暇（夏季、慶弔、出産支援、ボランティア等）、介護休暇、育児休業等があります。

■ 問合せ先

警視庁採用センター

〒183-8555 東京都府中市朝日町3丁目15番地の1
[フリーダイヤル] 0120-314-372 / [代表] 03-3581-4321（自動音声ガイダンス）

警視庁採用サイト、LINE、X（旧Twitter）、Instagramで採用試験（選考）情報や採用イベント情報を随時発信しています。

災害等、緊急時のお知らせはLINE又はX（旧Twitter）アカウントを御確認ください。

警視庁
採用サイト



X
(旧Twitter)



LINE



Instagram



別表 学歴区分に応じた民間企業等における職務経験年数

学歴区分		学歴免許等の資格（学校教育法による学校及び教育施設）	必要な職務経験年数
大学院 修了	博士課程	大学院博士課程の修了	8年以上
	修士課程・専門職学位（標準修業年限2年以上）	① 大学院修士課程（標準修業年限2年以上）の修了 ② 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限2年以上）の修了	8年以上
	修士課程・専門職学位（標準修業年限1年以上）	① 大学院修士課程（標準修業年限1年以上）の修了 ② 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限1年以上）の修了	8年以上
大学 卒業	6年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科（教育基本法85条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）、薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業	8年以上
	専攻科	4年制の大学の専攻科の卒業又は修了	8年以上
	4年制	4年制の大学の卒業	8年以上
短期大学 等 卒業	3年制	① 3年制の短期大学又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の卒業又は修了 ② 2年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 ③ 高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 ④ 専修学校（修業年限3年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業	9年以上
	2年制	① 2年制の短期大学又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の卒業又は修了 ② 高等専門学校の卒業 ③ 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業又は修了 ④ 大学の2年制の課程の修了 ⑤ 専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ⑥ 各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	10年以上
高等学校 等 卒業	専攻科	① 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 ② 専修学校（修業年限1年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業又は修了	11年以上
	3年制	① 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（学校教育法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 ② 高等専門学校の3年次の課程の修了 ③ 専修学校（修業年限3年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ④ 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限3年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上
	2年制	① 専修学校（修業年限2年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ② 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	13年以上
中学校等卒業		① 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（学校教育法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 ② 専修学校（修業年限1年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業	15年以上

- 卒業、修了は、卒業見込み、修了見込みも含みます。卒業（修了）見込みの人は、令和9年3月31日までに卒業（修了）できなかった場合、必要な職務経験年数について下位の学歴区分の欄を適用します。
- 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程、大学におかれる夜間課程又は通信教育課程を卒業（修了）した場合は、実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常課程の卒業（修了）と同一の職務経験年数が必要となります。
- 飛び入学等により修業年限を短縮して卒業（修了）した人（見込みを含む。）については、当該学歴区分に対応した必要な職務経験年数を適用します。